佐久地域定住自立圏共生ビジョン

（案）

佐　久　市

目　　次

第１章　佐久地域定住自立圏の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　ビジョンの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第３章　佐久地域定住自立圏の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第４章　佐久地域定住自立圏の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第５章　定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組み　・・・・・１１

第１章　佐久地域定住自立圏の概要

１　定住自立圏の目的

人口減少・少子高齢社会を迎えている中、佐久圏域が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域として存続できるよう、圏域の市町村が相互に連携・協力し、圏域全体の生活機能の強化等に取り組むことにより､佐久圏域の定住人口の確保と地域の活性化を図ります。

２　定住自立圏の名称

佐久地域定住自立圏

３　構成市町村

佐久市（中心市)、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町　（１２市町村）

※中心市：国の定住自立圏構想推進要綱に定める要件（人口５万人程度以上、昼間人口が夜間人口の１倍以上）を満たす市であり、佐久地域では佐久市が該当します。

４　連携分野

定住自立圏では、中心市と各市町村との間で締結した「定住自立圏形成協定」に基づき、構成市町村が相互に連携・協力して､「生活機能の強化」､「結びつきやネットワークの強化」､「圏域マネジメント能力の強化」に取り組みます。

（佐久地域定住自立圏において連携する分野）

政策分野	施策分野	取組項目
生活機能の強化	保健･医療	地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策
	福祉	病児･病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立
	学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実
	産業振興	鳥獣害防止総合対策、地産地消･販路開拓の推進、農業情報ﾈｯﾄﾜｰｸの構築、森林病害虫被害防止対策、広域的観光の推進
	環境	循環型社会の構築
	防災	広域防災体制の整備と強化
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築
	情報	情報化の推進
	定住促進･交流推進	定住促進及び交流推進
	社会教育	社会教育施設の広域的活用
圏域ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ能力の強化	人材育成	合同専門研修及び人事交流

※連携する分野は、今後、追加協定を締結することにより増えていきます。

※市町村によって、協定を締結しない取組項目があります。(市町村別の協定締結項目については、９ページを参照)

第２章　ビジョンの概要

１　ビジョンの目的

定住自立圏により目指すべき地域の将来像や、各市町村と締結した「定住自立圏形成協定」に基づいて実施される具体的な事項等を明らかにし、佐久地域定住自立圏の全体像を示すため、中心市である佐久市において「佐久地域定住自立圏共生ビジョン」を策定します。

２　ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間とします。

３　ビジョンの変更

定住自立圏は、中心市と関係市町村との１対１の協定により、様々な分野において連携することが可能です。

今後、定住自立圏を推進する中で、協定を締結していない施策分野や取組項目においても、連携することにより効果的・効率的な施策展開が図られるものについては、積極的に追加協定を締結し、定住自立圏に取り込んでいくことが望ましく、こうした定住自立圏の取り組みの拡大に対応できるよう、本ビジョンは、毎年度所要の見直しを行うこととします。

第３章　佐久地域定住自立圏の将来像

１　定住に適した佐久地域

佐久地域は、長野県の東部に位置し、千曲川が地域の中央を南から北に流れ、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山など雄大な山並みに囲まれた美しい高原エリアです。

気候は冷涼で、晴天率が高く、さわやかな晴れの日が多いことが特徴です。滝が凍りつくことで有名な三滝山の三滝（北相木村）に代表されるように、真冬の寒さは厳しいものがありますが、積雪量は少ない地域です。

また、佐久地域は、美味しい農畜産物の宝庫でもあり、川上村や南牧村は全国有数の高原野菜の生産地であるほか、「五郎兵衛米」（佐久市）や「蓼科山麓豚・蓼科牛」（立科町、佐久市）をはじめ、農畜産物のブランド化が進んでいます。

江戸時代には、中山道や北国街道、佐久甲州道が多くの人々に利用され、追分宿（軽井沢町）、小田井宿（御代田町）、望月宿（佐久市）、芦田宿（立科町）、小諸宿（小諸市）、海野宿（東御市）などの数多くの宿場が賑わいをみせました。現在もその街並みが残されるとともに、小諸城址懐古園、小諸城大手門（小諸市）や龍岡城五稜郭（佐久市）などの文化財・史跡も多く、歴史的に文化と交流に富んだ地域です。

近年は、長野新幹線や上信越自動車道の開通により、佐久地域から首都圏等へのアクセスが飛躍的に向上しました。今後はさらに、長野新幹線の北陸地方への延伸が平成２６年度末に予定されているほか、平成２２年度末に一部開通した中部横断自動車道も、佐久南インターチェンジ以南の建設が進んでおり、高速交通網の結節点となる佐久地域は、産業・交流の拠点として一層の発展が期待されます。

観光面では、県内では最も観光客が多く訪れ、世界的にも有名な軽井沢（軽井沢町）を筆頭に、白樺高原（立科町）、高峰高原（小諸市）、湯の丸高原（東御市）、野辺山高原（南牧村）、八千穂高原（佐久穂町）、松原湖（小海町）など、佐久地域は、豊かな自然に恵まれた観光名所にあふれています。

地域の医療は、浅間総合病院（佐久市）、佐久総合病院（佐久市）、川西赤十字病院（佐久市）、小諸厚生総合病院（小諸市）、東御市民病院（東御市）佐久総合病院小海分院（小海町）、千曲病院（佐久穂町）、軽井沢病院（軽井沢町）、をはじめ、病院・診療所が数多く、また医師会・歯科医師会との連携による病病連携や病診連携が進んでおり、恵まれた医療環境にあります。今後、広域的な高度医療・救命救急を担う佐久総合病院佐久医療センターの建設や小諸厚生総合病院の移転新築が予定されており、地域の医療環境はますます充実されます。

また、各市町村では、１８歳（到達後年度末）までの医療費無料化（小海町、川上村、北相木村）、第３子以降の保育料無料化（南相木村）をはじめ、児童館、子育てサロンなどの子育て支援施策が充実しているほか、保健師等による新生児訪問など、きめの細かい母子保健サービスも提供されており、佐久地域は、子育てをしやすい地域でもあります。

こうしたことから、佐久地域は、自然や気候、様々な資源などに恵まれた暮らしやすい地域であり、定住に適した地域と言えます。

２　人口減少・少子高齢社会を迎えて

佐久地域定住自立圏域における総人口は、244,420 人（H22）で、５年前の 245,726 人（H17）と比較して、1,306 人減少しました。

また、高齢化率は 26.2%（H22）となり、５年前の 24.2%（H17）と比較して、２ポイント上昇しました。

このように、圏域全体では人口減少・少子高齢化が進んでいる状況にあり、それに伴い、地域活力の減退や、交通弱者、買い物弱者等の増加、集落の維持存続の限界などが懸念されており、各市町村の状況に対応しつつ、市町村間の連携・協力により圏域全体として行政サービスの向上を図ることが必要となっています。

そのような中で、地域医療の確保や地域公共交通の確保といった課題は、圏域市町村が抱える共通の課題であるとともに、圏域全体で考えるべき課題でもあり、圏域市町村が連携して課題の解決に取り組むことが効果的・効率的です。

定住自立圏による取り組みを通して、圏域市町村がさらに連携と協力を深めながら、より住みやすく安心して暮らせる佐久地域を創造します。

表１　佐久地域定住自立圏域の人口

（単位:人）

	総　数	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15歳～64歳）	老年人口（65歳以上）
佐久市	100,552	14,407	60,019	25,985
小諸市	43,997	5,857	26,617	11,506
東御市	30,696	4,345	18,527	7,817
小海町	5,180	553	2,794	1,833
佐久穂町	12,069	1,450	6,772	3,847
川上村	4,972	618	3,204	1,141
南牧村	3,528	452	2,152	923
南相木村	1,121	142	557	422
北相木村	842	70	433	339
軽井沢町	19,018	2,453	11,766	4,739
御代田町	14,738	2,219	9,219	3,265
立科町	7,707	942	4,489	2,276
計	244,420	33,508	146,549	64,093

（平成22年国勢調査）

３　中心市としての佐久市

平成９年の長野新幹線佐久平駅の開業に伴い、佐久平駅周辺への商業集積が進むとともに、他地域からの人口流入により、佐久平駅周辺エリアは、佐久地域を代表する中心拠点へと発展しました。

また、平成１７年の市町村合併により、佐久市の人口は１０万人を超え、現在、圏域人口の 41.1%（H22）を占めています。

佐久地域全体において医療機関が数多くある中でも、佐久市は、浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院の３つの公的な総合病院をもつとともに、減塩運動などに見られる積極的な保健活動の展開により、「健康長寿都市」、「保健・医療が充実したまち」として、全国的にも知名度が高くなっています。

さらに佐久市では、健康長寿都市としての素地を生かし、市民が共同で健康を支えあう社会の創造を目指して「世界最高健康都市構想」を進めているほか、平成２５年度には、佐久総合病院佐久医療センターの開院が予定されており、圏域の保健・医療の中心的機能を担う都市としての役割は、今後ますます高まることとなります。

また、佐久平駅近くの３万平米以上の市有地を活用し、子どもたちが自由に遊べる広場、市内外の交流が生まれる広場として「市民交流ひろば」を建設する予定であるほか、佐久市平賀地区には、スポーツ交流の拠点として、マレットゴルフ場、陸上・サッカー競技場、野球場を備える「佐久総合運動公園」の整備を進めており、いずれの施設も、圏域屈指の大型広場、運動公園として、交流人口の創出に寄与するものとなります。

このように、佐久市においては、佐久地域の中心都市として、圏域の保健・医療・福祉の拠点、スポーツや子育てを通した新たな交流の拠点を創出するなど、「中心市たる」まちづくりを進めるほか、定住自立圏による取り組みにおいても、圏域全体のマネジメントを行うなど、中心市としての役割を積極的に果たし、佐久地域全体の発展のために尽力します。

４　交流人口で賑わう北部エリア　～小諸市、東御市、北佐久郡～

佐久地域定住自立圏の北部に位置する小諸市、東御市、北佐久郡には、有名な観光名所が多く、観光旅行者や中長期滞在者が多く訪れるエリアです。

世界の保健休養地としても名高い軽井沢は、年間約 776 万人（H22）の方が訪れ、平成２２年において長野県内で最も多くの人が訪れた観光地であり、第２位の善光寺（長野市）の 609 万人と比較しても 150 万人以上の大きな開きがあります。

また、白樺湖（立科町）も、約 175 万人（H22）（※茅野市分を含む。）が訪れる観光名所であり、県内では８番目に利用者が多い観光地となっています。

さらに、懐古園（小諸市）には約 64 万人（H22）、蓼科牧場（立科町）には約 63 万人、高峰高原（小諸市）には 55 万人（H22）、東御市の湯の丸高原には 52 万人（H22）の方が訪れているほか、佐久市においても市の北部に位置する平尾山公園には 57 万人（H22）の方が訪れており、いずれも佐久地域を代表する観光名所となっています。

このように、北部ゾーンは、佐久地域の交流人口創出の拠点としての機能を持っており、定住自立圏においては、これらの観光名所を起点とし、中心市における各交流拠点との連携や、小海線等を利用した野辺山高原や八千穂高原、松原湖などの南部ゾーンの観光名所との相互誘客など、圏域内での滞在型観光の創出につなげていくことが求められおり、定住自立圏において積極的に交流人口の創出に取り組みます。

表２　佐久地域定住自立圏の観光地利用状況

（単位:万人／年）

軽井沢高原(軽井沢町)	776
白樺湖(立科町・茅野市)	175
懐古園(小諸市)	64
蓼科牧場(立科町)	63
平尾山公園(佐久市)	57
高峰高原(小諸市)	55
湯の丸高原(東御市)	52
佐久平(佐久市)	42
布引観音(小諸市)	37
浅間高原(御代田町)	33
野辺山高原(南牧村)	25
川上郷(川上村)	24
八千穂高原(佐久穂町)	17
飯綱山公園(小諸市)	17
松原湖(小海町)	17

（平成22年観光地利用者統計調査）

５　スローライフ(注1)に適する南部エリア　～南佐久郡～

佐久地域定住自立圏の南部に位置する南佐久郡は、都市部のけん騒を離れて、自然とともに穏やかに暮らすことのできる地域にあふれるエリアです。

このエリアの基幹産業は農業であり、エリアの農業生産額 224 億 3 千万円（H18）は、圏域全体の農業生産額 494 億 5 千万円（H18）のおよそ４５％を占めています。

各町村においては、農業への就農促進や定住促進などに力を入れて取り組んでおり、圏域全体での地産地消の推進により地域内流通を図ることや、小諸市の「こもろはす(注2)」に代表される北部エリアや佐久市の取り組みとも連携して圏域全体で定住促進を図るなど、定住自立圏においても定住促進や農業振興などに連携して取り組みます。

また、比較的小規模な町村が多いこのエリアにおいては、専門職員の配置など、市町村単独では非効率な場合もあり、定住自立圏により中心市等と共同して事業を実施することにより、必要な生活機能の確保や住民福祉の向上を図ります。

注１　時間に追われずに、ゆっくりと過ごす生活スタイル。人生をゆったり楽しもうという考え方。田舎暮らし、地産地消、スローフード（ファーストフードの反対の意味)、歩行・自転車利用などに絡めて使われることが多い。

注２　健康と環境に配慮した持続可能な社会をめざす暮らし＝ロハス（LOHAS：Lifestyles Of　Health And Sustainability の頭文字をとった造語）を目指す小諸市の取り組み

表３　佐久地域定住自立圏の農業生産額

（単位：億円）

佐久市	107.7
小諸市	58.7
東御市	42.1
小海町	25.3
佐久穂町	32.6
川上村	78.8
南牧村	76.3
南相木村	6.9
北相木村	4.4
軽井沢町	8.1
御代田町	26.4
立科町	27.2
計	494.5

（平成18年生産農業所得統計）

６　人と環境にやさしく、災害に強い圏域へ

佐久地域は、晴天率が高く太陽光発電に適した地であり、また、ほとんどの水道水を地下水と湧水を水源とし、安心安全かつおいしい水を享受できる恵まれた水環境にあります。この恵まれた環境を生かしながら、太陽光発電の普及等により地域の自然エネルギー自給率を向上させることや、地下水等水資源の保全を図ることが、地域の共通した課題となっています。この佐久地域をより環境にやさしい循環型社会に変えていくことは、１市町村のみでできることではありません。

また、子どもが健やかに育つ環境づくりという点でも、不登校児童生徒や発達障がい児の支援など、様々な悩みや問題を抱える子どもの育ちを圏域全体で支えあうことが重要です。

さらには、平成２３年３月に発生した東日本大震災及び長野県北部地震を契機として、防災体制の見直し強化が求められており、この課題も１市町村だけでなく、圏域の市町村が連携して、大規模災害に備える必要があります。

環境、子育て支援、防災など、圏域全体で取り組むべき課題に対しても、定住自立圏により積極的に対応します。

7　定住自立圏という新しい「絆」

定住自立圏という新しい広域連携の手段を得た佐久地域においては、中心市や各エリアの特徴に応じて適切に役割分担をしながら連携を図るとともに、圏域全体の課題に対しては相互に協力して課題の解決に取り組みます。これにより、人口減少社会・少子高齢社会の中にあっても、地域の医療や交通をはじめとする必要な生活機能が確保され、様々なライフスタイルを選択することができ、交流や賑わいのある活気あふれる圏域を創造します。定住自立圏の名にふさわしい、持続可能な定住圏、すべての圏域住民がいつまでも安心して暮らせる定住圏を目指します。

また、定住自立圏の取り組みは、単に市町村という行政機関の連携には終わりません。市町村間の人事交流や合同研修を通じて、圏域の市町村職員は、互いに切磋琢磨しスキルアップに努めるとととともに、交流を深めながら相互の信頼関係を育み、新しい人の「絆」によって、圏域の活性化のために知恵を出し合い、力を合わせます。

さらには、定住自立圏の取り組みが進むに連れ、圏域全体の結びつきやネットワークが強化されることにより、圏域住民の交流や連帯感も生まれます。佐久地域に誇りと愛着をもって暮らしている圏域住民が新しい「絆」でつながり、互いに支え合い協力し合いながら、定住自立圏を創造していくことを目指します。

第４章　佐久地域定住自立圏の基本的事項

定住自立圏形成協定（佐久地域定住自立圏の形成に関する協定）において、佐久地域定住自立圏に関する基本的事項を次のとおり定めています。

１　基本方針

中心市と関係市町村は、定住自立圏の取り組みにおいて、相互に連携を図り、共同し、補完しあいます。

２　事務執行に当たっての協力・費用負担

（１）中心市と関係市町村は役割分担し、協力して事務の執行に当たります。

（２）必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担します。

（３）事務の執行・費用負担に関する必要な事項は、必要な都度、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

３　協定の変更・廃止

（１）協定の変更は、中心市と関係市町村が協議の上、議会の議決を経て行います。

（２）中心市又は関係市町村が協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経て、その旨を他方に通告します。

４　疑義の解決

疑義が生じた場合は、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

５　連携して取り組む事項（市町村別協定締結項目）

（○･･･締結項目　－…非締結項目）

政策分野	施策分野	取組事項	小諸市	東御市	小海町	佐久穂町	川上村	南牧村	南相木村	北相木村	軽井沢町	御代田町	立科町
生活機能の強化	保健・医療	地域医療の環境整備	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		住民の健康増進	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
		自殺対策	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉	病児・病後児保育の広域化	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	○
		発達障害児の支援体制の確立	－	－	○	○	－	○	○	○	○	○	○
	学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業振興	鳥獣害防止総合対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地産地消・販路開拓の推進	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○
		農業情報ネットワークの構築	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○
		森林病害虫被害防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		広域的観光の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	環境	循環型社会の構築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防災	広域防災体制の整備と強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○
	情報	情報化の推進	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定住促進・交流推進	定住促進及び交流推進	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
	社会教育	社会教育施設の広域的活用	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○
圏域マネジメント能力の強化	人材育成	合同専門研修及び人事交流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第５章　定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組み

定住自立圏形成協定の協定内容と協定に基づいて実施する事業について掲載しています。

なお、平成２４年度の事業費が「0」のものは、予算措置は伴わないが調査検討等の事業を実施するものです。また、事業費が「－」のものは、事業費が未定のものです。

１　生活機能の強化に係る政策分野

（１）保健・医療

ア　地域医療の環境整備

（協定の内容）

取組の内容	地域医療体制に関する研究・検討を進め、体制の整備等に対する必要な支援等を実施すること、地域住民と医療機関との良好な関係を研究し、圏域住民及び関係機関等への周知・啓発等を実施すること等により、地域医療の環境整備を推進する。
佐久市の役割	・休日小児科急病診療センター及び平日夜間急病診療センターを設置し、管理する。 ・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。 ・休日救急歯科診療所の開設を支援する。 ・関係市町村と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。 ・関係市町村と共同して地域住民等への啓発等を行う。 ・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。 ・佐久市と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。 ・佐久市と共同して地域住民等への啓発等を行う。 ・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	休日小児科急病診療センター運営委託事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	休日における小児科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に「佐久地域休日小児科診療センター」を設置する。（佐久市において費用負担する。）						
成果	日曜・祝日において、小児科診療を安心して受診することができる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	2,564	2,730	2,564	2,398	2,564	12,820

事　業　名	佐久地域平日夜間急病診療センター運営委託事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	平日夜間における内科の急病診療に対応するため、佐久市医師会の協力により、浅間総合病院内に「佐久地域平日夜間急病診療センター」を設置する。（佐久市において費用負担する。）						
成　果	平日夜間において内科診療を安心して受診することができる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	12,851	12,887	12,887	12,924	12,887	64,436

事　業　名	休日救急歯科診療所開設支援事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村						
事業概要	佐久歯科医師会による休日救急歯科診療所の開設・運営を支援する。（佐久市において費用負担する）						
成　果	歯科の急病に際し、より速やかに安心して治療を受けることができるようになる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	24,500

事　業　名	在宅当番医事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村						
事業概要	休日における緊急患者の診療を、佐久医師会の協力により、在宅当番医制で行う。						
成　果	休日における急患の診療を医療機関が在宅当番医制で行うことで、安心して医療を受けることができる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	4,389	4,488	4,422	4,488	4,422	22,209

事　業　名	上手な医療機関のかかり方等周知・啓発活動事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	かかりつけ医をもつこと及び受診マナーに関するポスター・リーフレット等を作成・配布し、関係機関・各戸・乳幼児の保護者等への周知啓発を行うとともに、上手な医療機関のかかり方等に関する講演会等の啓発事業を行う。						
成　果	救急病院において、休日や夜間の一次医療の受診が必要以上に増加しないことにより、事故や重度の救急患者の受入れがより円滑になるとともに、医師等の負担の軽減につながる。 また、乳幼児の体調が急に変化した場合に、保護者が慌てずに対処することができる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	700	0	982	0	1,682

イ　住民の健康増進

（協定の内容）

取組の内容	医療機関と連携した、特定健康診査の受診率の向上と保健指導等により、住民の健康増進を図る。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 ・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 ・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事　業　名	特定健康診査推進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	特定健康診査に相当する検査結果書の発行に関して、各医師会と圏域市町村と連携することにより、受診率の向上を図る。						
成　果	特定健康診査受診率の向上と保健指導の充実が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

ウ　自殺対策

（協定の内容）

取組の内容	啓発活動、相談体制の充実等により、自殺対策を推進する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。 ・その他自殺対策に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。 ・その他自殺対策に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	自殺対策事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	自殺の問題に対する理解を深めるための啓発活動、ゲートキーパーの養成及び相談事業等自殺を防ぐための事業を行う。						
成果	相談しやすい体制や人にやさしい環境をつくることで、自殺要因の減少若しくは軽減が図られ、自殺者数の減少が期待できる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	940	3,080	605	900	3,080	8,565

（２）福祉

ア　病児・病後児保育の広域化

（協定の内容）

取組の内容	子育て環境の充実のため、広域的な病児・病後児保育事業等を実施する。
佐久市の役割	・病児・病後児保育事業の実施に必要な施設及び人員の確保等を行う。 ・関係市町村の住民に係る病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。 ・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と協議の上、病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。 ・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	病児・病後児保育の広域化事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、 軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	児童が病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない場合に、その児童を一時的に預かる事業を実施する。						
成果	子育て支援サービス機能の向上により、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	12,430	12,430	12,430	12,430	12,430	62,150

イ　発達障がい児の支援体制の確立

（協定の内容）

取組の内容	障がい児担当職員のスキルアップを図るための研修及び講演会の開催等を実施すること等により、発達障がい児の支援体制の確立を図る。
佐久市の役割	・研修会及び講演会等の事業を実施する。 ・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市が実施する事業に共同して取組む。 ・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	障がい児発達支援事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	障がい児担当職員のスキルアップ及び児童の発達に関わる者の理解促進を図るため、発達支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、サポートブックを作成する。						
成果	障がい児支援担当職員のスキルアップ及び児童の発達に関わる者の理解促進を図るため、発達支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、心理専門職等による保育相談や個別相談、また児童の生育、医療、支援内容等を記録するサポートブック（仮称）の活用に取り組む。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	4,815	3,095	3,095	4,815	3,095	18,915

（３）学校教育

ア　不登校児童生徒等の支援体制の充実

（協定の内容）

取組の内容	不登校児童生徒等の支援に関する情報の共有、交換等により、不登校児童生徒等の支援体制の充実を図る。
佐久市の役割	・当該年度に実施する事業内容の調整等を行い、事業計画を取りまとめる。 ・事業計画に基づき事業を実施する。 ・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市が行う調査等への回答及び具体的な取組における各業務の分担を行う。 ・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	不登校児童生徒等支援に関する研究・情報交換会の開催						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	不登校児童生徒に係わる相談員を対象とした研究・情報交換会を開催する。						
成果	不登校児童生徒等に対して、より効果的な相談・支援を個々の状況に応じて実施することができる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、研究・情報交換会を開催する。

（４）産業振興

ア　鳥獣害防止総合対策

（協定の内容）

取組の内容	有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律（平成１９年法律第１３４号）に基づき、甲及び乙が策定する被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。
佐久市の役割	・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 ・関係市町村と共同して鳥獣被害防止総合対策の調査研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。 ・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 ・佐久市と共同して鳥獣被害防止総合対策の研究を行うとともに、当該対策が有効となるよう取組を実施する。 ・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事　業　名	鳥獣害防止総合対策事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	有害鳥獣による農林業被害を防止するため、関係市町村と連携して対策を実施する。						
成　果	関係市町村が連携して対策を実施することにより、効率的な被害防止を図ることができる。						
事　業　費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費 (千円)	佐久市 7,389	8,389	8,389	9,389	9,389	42,945
		小諸市 13,700	14,000	14,000	14,000	14,000	69,700
		東御市 8,000	3,000	3,000	3,000	3,000	20,000
		小海町 14,000	14,000	8,000	8,000	8,000	52,000
		佐久穂町 11,050	12,155	12,155	13,371	13,371	62,102
		川上村 ―	―	―	―	―	―
		南牧村 42,000	12,000	12,000	12,000	12,000	90,000
		南相木村 ―	―	―	―	―	―
		北相木村 ―	―	―	―	―	―
		軽井沢町 56,630	57,130	55,930	57,430	57,130	284,250
		御代田町 3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000
		立科町 13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	66,500

イ　地産地消・販路開拓の推進

（協定の内容）

取組の内容	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び販路開拓を推進する。
佐久市の役割	・住民及び団体等との連携を図りつつ、関係市町村と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。 ・関係市町村と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 ・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・住民及び団体等との連携を図りつつ、佐久市と地産地消及び情報発信等に関する情報交換等を実施する。 ・佐久市と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 ・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	地産地消販路開拓推進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	生産者と直売所等の販売者とのネットワーク化を進め、農産物を融通し合えるシステムを構築するとともに、特産品を広く首都圏等へ情報発信する。						
成果	農林水産物の消費拡大と新たな販路の拡大が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、効果的な事業推進のための調査研究を実施する。

ウ　農業情報ネットワークの構築

（協定の内容）

取組の内容	農業に関する情報の共有、研修・講習会等の開催等により、農業情報ネットワークを構築する。
佐久市の役割	・関係市町村と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の開催等の必要な事業を実施する。 ・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の事業を共同して実施する。 ・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	農業情報ネットワーク化構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	空き農地、空き施設、農業アシスタント・サポーター等の農業に関する情報を共有するとともに、栽培技術等に関する研修会・講習会等を開催する。						
成果	農業者が農業経営に対する知識の向上が図れるとともに、担い手の育成、経営の規模拡大が円滑に促進する。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、ネットワーク構築に向けた情報共有のための会議を開催する。

エ　森林病害虫被害防止対策

（協定の内容）

取組の内容	森林病害虫による森林被害を防止するため、森林病害虫等防除法（昭和２５年法律第５３号）に基づき、森林病害虫被害防止対策を進める。
佐久市の役割	・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と森林病害虫被害に関する情報交換等を実施する。 ・関係市町村と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 ・その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と森林病害虫被害に関する情報交換等を実施する。 ・佐久市と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 ・その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事　業　名	森林病害虫被害防止対策事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村と連携した森林病害虫被害防止対策を実施するとともに、効果的な防止対策についての研究を行う。						
成　果	関係市町村が連携して森林病害虫被害防止対策を実施することにより、効率的・効果的な被害防止が図られる。 また、関係市町村で森林病害虫被害防止対策を研究することにより、より多くの情報を共有することができ、効果的な被害防止対策につながる。						
事　業　費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費 (千円)	佐久市 25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	125,000
		小諸市 22,900	21,000	21,000	21,000	21,000	106,900
		東御市 10,300	10,300	10,300	10,300	10,300	51,500
		小海町 0	－	－	－	－	0
		佐久穂町 －	－	－	－	－	－
		川上村 －	－	－	－	－	－
		南牧村 0	－	－	－	－	0
		南相木村 －	－	－	－	－	－
		北相木村 －	－	－	－	－	－
		軽井沢町 0	－	－	－	－	0
		御代田町 4,500	2,400	2,400	2,400	2,400	14,100
		立科町 5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000

オ　広域的観光の推進

（協定の内容）

取組の内容	観光地をネットワーク化した周遊観光ルートの発掘等の実施、地域産業と連携した地域経済の活性化及び誘客増加のための取組等により、広域的観光を推進する。
佐久市の役割	・広域的観光に関する情報の集約及び関係市町村との調整等を実施する。 ・関係市町村と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 ・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市への情報提供等を実施する。 ・佐久市と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 ・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	圏域観光連携事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域観光の連携を推進するため、関係市町村との情報共有会議を開催するとともに、圏域内での観光地をネットワーク化した周遊観光ルートや、共同で情報発信する観光パンフレットを作成する。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、周遊観光ルート創出のための調査研究を実施する。

事業名	東信州観光振興事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、共同宣伝事業等により東信州圏域における広域観光を推進する。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	654	654	654	654	654	3,270

事　業　名	しなの鉄道沿線観光振興事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、観光情報発信等によりしなの鉄道を軸とした広域的なネットワークを構築し、沿線の観光資源の活用により魅力ある観光メニューを創造する。						
成　果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	699	699	699	699	699	3,495

事　業　名	小海線沿線地域活性化事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、小海線の利用促進と観光振興を図ることにより、小海線沿線地域の活性化を図る。						
成　果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	7,730

（５）環境

ア　循環型社会の構築

（協定の内容）

取組の内容	循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境に関連する活動を連携して実施する。
佐久市の役割	・事業の実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整等を実施する。 ・関係市町村と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 ・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市への情報提供等を実施する。 ・佐久市と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 ・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	ごみ減量化・新エネルギー導入促進事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	ごみの減量化や地域特性に応じた新エネルギーの導入に関する情報交換を行い、必要に応じて、共同調査研究に取り組み、研究成果について関係市町村が連携して活用を図る。						
成果	関係市町村が連携して取り組みを進めることにより、効果的にごみの減量化や自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、効果的な取り組みについて調査検討を行う。

事　業　名	佐久地域地下水等水資源保全事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	地下水等水資源を保全するため、佐久地域全体の市町村で地下水・湧水を公水であると認識し、その保全に努めるとともに、水資源の重要性の啓発活動などの取り組みや地下水賦存量の把握を行い、水資源の利用と保全を行う。						
成　果	佐久地域の共有の財産である地下水等水資源を様々な脅威から守り、育むと同時に、有効利用をしながら、水資源が地域で循環する社会を構築することにより、水資源の未来への引き継ぎが図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	7,100	5,000	2,000	2,000	2,000	18,100

事　業　名	新エネルギー推進事業						
実施主体	佐久市、軽井沢町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、住宅用太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成　果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費（千円）	佐久市 31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	156,000
		軽井沢町 68,100	90,200	178,147	71,000	40,000	447,447

事　業　名	新エネルギー推進事業						
実施主体	小諸市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、事業所用太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成　果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費（千円）	20,000	30,000	40,000	40,000	40,000	170,000

事　業　名	新エネルギー推進事業						
実施主体	東御市、佐久穂町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	一般住宅への太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成　果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費（千円）	東御市 8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
		佐久穂町 10,000	0	0	0	0	10,000

事　業　名	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車普及促進事業						
実施主体	軽井沢町						
関係市町村	全市町村						
事業概要	役場庁舎駐車場に急速充電器１基を設置、急速充電器を町内に設置する者への補助事業、電気自動車及びプラグインハイブリッド購入者への補助事業を実施するほか、公用車として電気自動車を購入する。						
成　果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費（千円）	28,350	11,250	11,250	11,250	11,250	73,350

事　業　名	新エネルギー導入奨励金交付事業						
実施主体	御代田町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	町民が行う次の新エネルギー設備の設置に対する助成を行う。 ・太陽光発電設備 ・太陽熱利用設備 ・小型風力発電設備 ・小水力発電設備 ・クリーンエネルギー自動車 ・小型ハイブリッド照明電源 ・天然ガスコージェネレーション設備						
成　果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費（千円）	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	46,000

（６）防災

ア　広域防災体制の整備と強化

（協定の内容）

取組の内容	災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立等により、広域防災体制の整備と強化を図る。
佐久市の役割	・防災に係る情報の取りまとめ及び提供並びに応援体制の調整を実施する。 ・その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市への情報提供及び応援体制の確立に向けた取組を実施する。 ・その他広域防災体制の整備と強化に資する取り組みを実施する。

（取組む事業）

事業名	広域防災体制連携強化事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	大規模災害発生時において、圏域住民の安全等を最優先に考えた災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害時に必要な情報の共有や応援体制の確立により「長野県市町村災害時相互応援協定」に沿った関係市町村の危機管理の連携強化を図る。						
成果	関係市町村との連携強化が図られ、圏域市町村危機管理ネットワークが確立される。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、連携強化に向けた情報共有・体制検討のための会議を開催する。

２　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（１）地域公共交通

ア　地域公共交通ネットワークの構築

（協定の内容）

取組の内容	地域公共交通のあり方に関する調査検討、公共交通の確保のために必要な事業の実施等により、地域公共交通ネットワークを構築する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 ・関係市町村及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。 ・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 ・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	圏域地域公共交通ネットワーク構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域住民の通勤、通学、通院、買い物等の日常生活を支える公共交通の確保・維持を図るため、圏域のバスや鉄道等の公共交通のあり方に関する調査検討を行い、調査結果に基づき圏域内の地域公共交通ネットワークを構築する。						
成果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、圏域の公共交通のあり方に関する調査検討を行う。

事　業　名	路線バスネットワークの再構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	佐久市、小諸市間の既存公共交通ネットワークの確保・維持を図るため、望月小諸線等の路線バスのあり方を検討し、利便性の高い公共交通ネットワークとして再構築する。						
成　果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

事　業　名	しなの鉄道増便事業						
実施主体	小諸市、軽井沢町、御代田町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域住民の通勤、通学、通院、買い物等の日常生活を支えるしなの鉄道の存続のため、関係市町村の負担により、しなの鉄道の増便を行い利用促進を図る。						
成　果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年　度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	小諸市 14,000	－	－	－	－	14,000
		軽井沢町 14,000	－	－	－	－	14,000
		御代田町 8,786	－	－	－	－	8,786

（２）情報

ア　情報化の推進

（協定の内容）

取組の内容	コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推進を図る。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施する。 ・その他情報化の推進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。 ・その他情報化の推進に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	コンピュータシステム共同利用・共同開発事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	各市町村で利用しているコンピュータシステムの共同利用・共同開発に向け、最新技術の調査研究や具体的手法の検討を行う。						
成果	関係市町村間の情報の共有化、情報化経費の削減、事務の効率化が図られるとともに、住民サービスの向上に寄与する。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、コンピュータシステムの共同利用に関する調査研究を行う。

（３）定住促進・交流推進

ア　定住促進及び交流推進

（協定の内容）

取組の内容	都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供、ホームページ等による情報発信等により、定住促進及び交流推進を図る。
佐久市の役割	・事業実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整を実施する。 ・関係市町村と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 ・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市への情報提供等を実施する。 ・佐久市と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 ・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	定住促進共同情報発信事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	首都圏等における移住説明会の共同開催や、ホームページ等を活用した共同情報発信等により、関係市町村と連携して定住促進策を推進する。						
成果	圏域全体の定住人口の増加が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、ホームページを活用した共同情報発信を行う。

（４）社会教育

ア　社会教育施設の広域的活用

（協定の内容）

取組の内容	施設情報や開催行事等の情報を共有し、住民に提供すること等により、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化を図る。
佐久市の役割	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化スポーツ活動等に関する情報の提供を受け、関係市町村及び住民等に周知する。 ・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報を佐久市へ提供するとともに、佐久市から提供された情報を住民等へ周知する。 ・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。

（取組む事業）

事業名	文化・スポーツ施設等相互活用促進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村の文化･スポーツ施設の施設情報やイベント情報の共有化を図るとともに、ホームページ等を活用した共同情報発信を実施する。						
成果	各施設の利用促進が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	0	－	－	－	－	0

※平成２４年度は、情報の共有化・ホームページによる共同情報発信を行う。

３　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（１）人材育成

ア　合同専門研修及び人事交流

（協定の内容）

取組の内容	職員研修の合同実施、職員人事交流等により、職員の人材育成を図る。
佐久市の役割	・自ら又は関係市町村の求めに応じて、職務に係る専門研修又は定住自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、関係市町村の職員に当該研修への参加の機会を設ける。 ・関係市町村の求めに応じて職員の人事交流及び派遣研修を実施する。 ・その他職員の人材育成に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加させる。 ・必要に応じて職員の派遣、受入れ及び人事交流を行う。

（取組む事業）

事業名	合同専門研修・人事交流推進事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	職員の資質向上及び圏域マネジメント能力を強化し、圏域全体の行政サービス向上を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内の職員人事交流を行う。						
成果	基礎自治体の職員として必要な専門知識等を効率的･効果的に習得でき、職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化が図られるとともに、人事交流により先進市町村に業務のノウハウを研修することにより圏域全体の行政サービスの向上が図られる。						
事業費	年度	２４	２５	２６	２７	２８	計
	事業費(千円)	500	500	500	500	500	2,500